

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成29年(2017年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)	備考
南 518号	鶴間五丁目 1020番16地先	鶴間五丁目 1239番1地先	1.82	100.00	別図1
鶴川 82号	能ヶ谷三丁目 558番1地先	能ヶ谷三丁目 572番1地先	1.82	65.00	別図2
堺 311号	相原町 1285番1地先	相原町 1311番1地先	1.82	105.80	別図3

### 説明

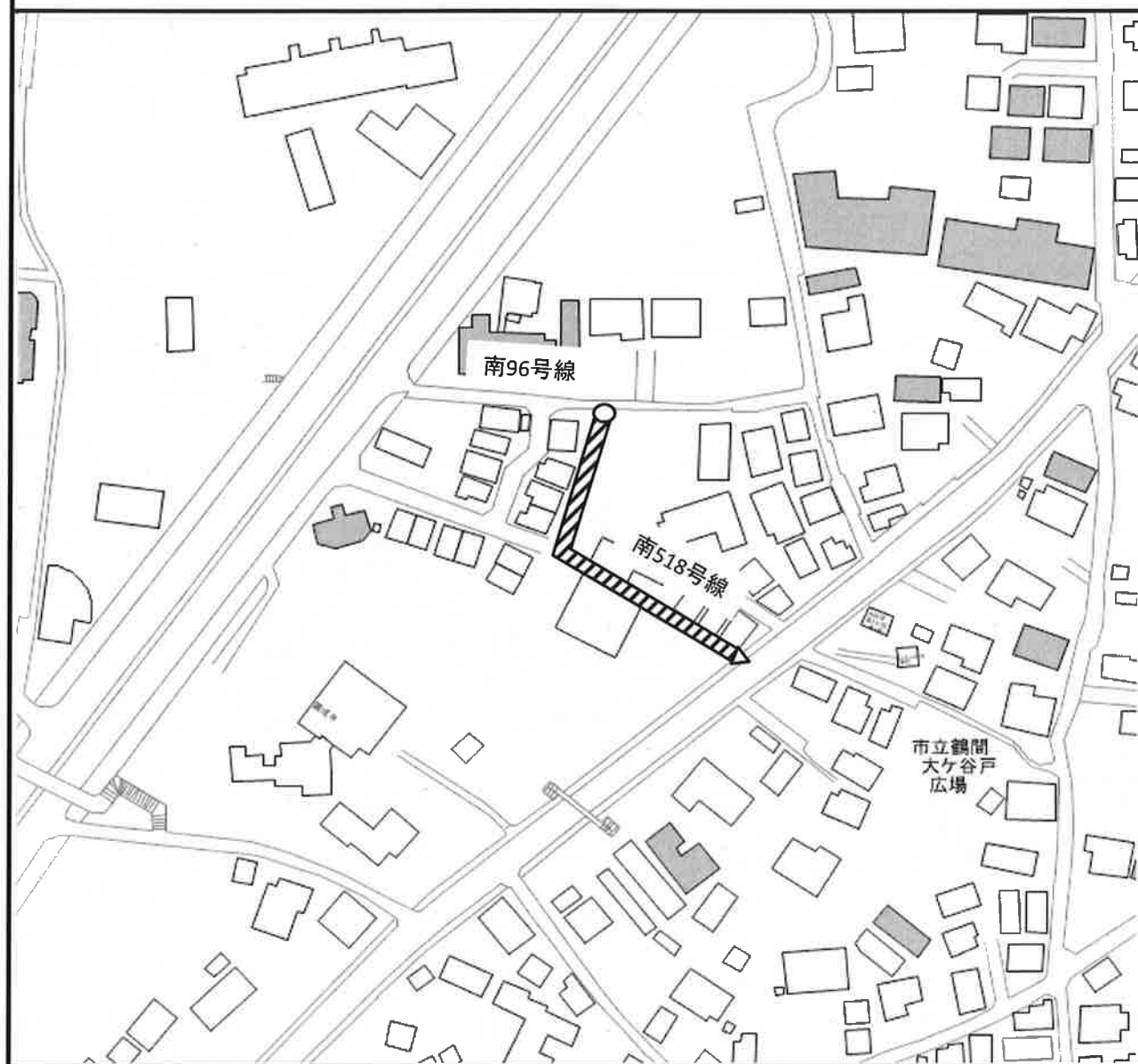
本件は、道路として機能のない路線を廃止するものです。

# 市道路線の廃止略図

町田市 鶴間五丁目 地内  
市道 南518号線(全部廃止)



廃止する区間



# 市道路線の廃止略図

町田市能ヶ谷三丁目 地内  
市道 鶴川82号線(全部廃止)



廃止する区間



# 市道路線の廃止略図

町田市相原町 地内  
市道 堺311号線(一部廃止)

